

イギリスにおける学校査察の現代的動向と課題

宮崎女子短期大学 高妻 紳二郎

ABSTRACT

The Modern Tendencies and Problems of School
Inspection in England

Shinjiro KOZUMA
Miyazaki Women's Junior College

Now in England, a new act for education, Education Reform Act of 1988 which has much influence on new educational policies has been coming into operation. According to the new policies, as the National Curriculum has been introduced and the rights of local education authority has been reduced, some radical changes will be seen in the public education service.

Along with such tendencies, LEA manages to make up new partnerships with each school through school inspection. Advisers, or local inspectors, attaches great importance to the feedback and the follow-up after school inspection to raise the standards of education(including equipping various facilities and improving quality of teaching and so on). In the 1980's, advisers shows much sensitive considerations on schools, which is a result from a hot discussion on the previous problems ; for example, the pursuit of efficiency in school administration, the maintenance of the partnership between schools and advisers and so on.

Advisers, therefore, come to have additional roles and they are expected to do their job on a larger field, and the function of advisers tends to differentiate into details. Referring the tendencies of educational policies in the 1980's, the writer points out ① how LEAs develop school inspection today, and ② what problems LEAs have in the process of actual school inspection.

The contents are as follows :

- I. Introduction
- II. School inspection today

- 1. purpose of inspection (in Education Act of 1944 and 1988)
- 2. planning and methods of inspection

III. Process of school inspection

1. preparing inspection
2. making up the items and areas to be inspected

IV. Development individual school inspection

1. making advisers understand the items to be inspected
2. introduction of specific observation

V. Individual development after inspection

1. importance of feedback
2. trial to raise the administrative efficiency after school inspection

VI. Some problems concerning school inspection

References

I. はじめに

イギリス(本稿では特にイングランドを指すこととする)では、周知のように、保守党三期目サッチャー政権下において教育行政への市場原理の導入を企図する政策が打出されて以来、教育サービスの効率化等をさらに強力に推進すべく1988年教育改革法(Education Reform Act of 1988)を成立させるとともに、同政権後も引き続いて、保守党は抜本的な改革を漸次実施している状況にある。多くは未だ制度的な確立の途上にあるといえるが、個別の地方教育当局(local education authority — 以下 L E Aと略す)においては限られた権限のなかで新たな試みが検討され、あるいは既に実施されている政策もみられる。

このような動向の中には、L E Aが実施する学校査察(school inspection)には、全国共通カリキュラムの導入やL E Aが従来保持してきた権限を縮小する国家政策の実施に伴い、従来よりも学校と密接な関わりを持ちながら査察後のフィードバックを極めて重視している傾向が看取される。そのため、1980年代後半には、査察の対象校の選定から査察後の対処にいたるまでの手続の過程をより重視するというこまやかな配慮がみられる。かかる現在の学校査察の動向の背景には、学校経営の効果の方途の模索や教育水準の向上に資するための教育政策の実施に関わる1970年代以降にみられた諸論議が看取される。つまり、地方教育行政区の広域化に起因する正確・厳密な情報収集と、学校とのパートナーシップの保持の両面をどう展開していくかについて、地方視学(local inspector, adviserなど多様な名称が充てられているが、本稿では以下においてアドバイザーとして統一する)の果たすべき役割が見直されてきた経緯が認められるということである。また教育行政と教育現場の乖離がともすれば管見されることから、両者の関係を事実上円滑に機能させるべく実際の学校訪問に従事しているアドバイザーの役割には今後さらに期待されるところが大きいと言える。同時に、地域レベルでの教師・学校と教育行政当局間の相互の関わりにおいて伝統的パートナーシップ形成の一翼をも担ってきたアドバイザーの役割には、従前のそれと比較して多少の追加的任務もみられ、彼らに期待される領域も今後ますます具体化・分化していくようと思われる。

そこで本稿では、1980年代の動向にも言及しつつ、1988年教育改革法が制定された後の学校査察の動向——①それぞれのL E Aがいかなる方法をもって実際の学校査察を展開しているのか、あるいは

展開していくとしているのか、②査察の実施過程においてどのような問題を抱えているのか——を具体的な査察の立案・実施過程を踏まえながら明らかにしたいと思う。

II. 学校査察の現代的動向

1. 学校査察の目的

(1) 1944年教育法による枠組み

「すべての地方教育当局も、彼らの維持する全ての教育施設への査察を実施することができる。そして、かかる査察は地方教育当局が任命する行政官によって為されるものとする（1944年法第77条第4項）。」言うまでもなくこれは、LEAが任用するアドバイザーの設置に関わる法的根拠であり、今日ではイングランドとウェールズで計104箇所にLEAの「目と耳」となりつつ独自の指導助言サービスに従事することを期待されているひとつの必置職的性格であることを示すものである。

LEAが雇用するこうした指導助言担当の専門家は、今世紀初頭以降各LEAにおいて個別の発展を遂げてきた。戦後もLEAにはinspector, adviser, organizer, surveyor, change agent, evaluator等の名称が充てられている職種が設置されており、当該地域内の学校、教師に対して有効な助言を与えることが求められてきた。先に述べたように1974年の教育行政区の再編に伴い、104のLEAにおいて教育心理担当官、青少年・コミュニティサービス活動に従事する教職歴をもつ職員を配備し、総計3,000名の指導助言機能を有した専門家を雇用している。かかる専門家は、指導の対象となる教師よりも一段と優れた専門的教養と経験・資質が求められることから、平均的な規模にあるLEAでは、1944年教育法に依拠し20名ないし24名のアドバイザーを配備している。彼らをもって一つのチームを編成しているのが通例であるが、その構成を具体的にみてみると、大部分が40歳前後であって、2,3名が初等学校の校長経験者、1,2名が中等学校の校長経験者、そして残りの者は中等学校あるいは特殊学校の主任経験者から選任されている。そのため任命の前段階から実際の学校活動の状況を広く把握しており、後述するように学校経営における意思決定過程への参加や学校予算の使途に関する助言の提供、あるいは各種研修課程に教師とともに参加するにいたるまでの幅広い領域にわたって活動できるとされている。したがって、勅任視学官(Her Majesty's Inspector—以下HMIと略す)もアドバイザーの判断・評価に干渉する態度を保留しつつ助言を仰ぐという良好な関係が維持されているようであるし、保守党教育政策に抵抗を示している地域においてさえも友好的に受け止められているようである。

HMIとの関わりや地域の実情に応じたサービスが個別化・多様化しているなか、言うまでもなく、アドバイザーの役割は呼称の多様さにも象徴されるように各LEAにおいて極めて多様なものとなっているが、そのなかにも幾つかの共通な認識が看取される。例えば、訪問記録を定期的に整理集計し保存すること、アドバイザーチームの勤務記録をチーム単位でモニターすること、教師・学校を対象としながらもより広い公共性を維持すること、試補期間にある教師の指導にあたること、チームを編成し実際に学校を訪問すること、各々のアドバイザーは年次報告書を作成すること、チームはその他の部局との定期的な会合をもち連携すること、などである。²しかしながら、アドバイザーによる指導助言は多岐に過ぎ、所期の専門性がやや脆弱になりすぎている傾

向もあって、最近では担当領域の適正化という問題が新たに指摘されているところもある。このような問題をはらみながらも、今日ではいかなる試行がなされているかに言及しつつ今日の動向についてふれてみたい。

(2) 1988年教育改革法による枠組み

1988年教育改革法第1条第1項において、「国家カリキュラムが漸次実施されることを保障するための権能行使することは、LEAや行政機関の責務であり、また学校長の責務である」ことが確認され、学校査察の在り方については従来の指導助言の提供という形態を継承しながらも、国家政策の浸透についてアドバイザーの果たすべき役割が見直されてきている。しかしながら、1970年代にも見られたアドバイザーの職能意識の低さが払拭されたというにはほど遠く、前項で述べた職歴を有する者の中から選任されるにもかかわらず、明確な役割遂行上の意識に欠如しているとも言われる状況にあった。³そこで、同法の成立にあたって、教育科学大臣は従来の学校経営上の反省を求めて学校査察に関する継続的な検討の必要と、個々の学校における教育活動の水準と効果を向上させていく必要性を次の様に示している。

「査察の包括的な目的は、学校改善と計画される事柄はすべて把握しておく必要があることにある。一方で、チームを編制し、見聞したことについて自由に意見を述べ合うことによって副次的に産みだされる効果も同様に存在する。査察は本質的に極めて繊細に実施されるべき性格のものであり、全てのアドバイザーは、とりわけ教育科学省に報告する際には、批判的なコメントの仕方を身につける必要がある。今後の課題としては、すべての学校を一定期間網羅し把握するために、この点をさらに組織的に考えていく必要があることがあげられる。」⁴

これは、19世紀末から長年にわたって継承されてきた学校査察の所期の目的を改めて確認しているものであって、地方教育行政に対しての中央政府からの行政指導としては捉えられていない。むしろ、アドバイザーの教育活動をさらに効果的にするために、教育実践の場たる学校における具体的な条件や問題を見出して教師の良き「相談相手(consultant)」になるような立場をあらためて勧奨したものであると言えよう。このように、学校査察の本来の目的には変化がみられないが、政策の抜本的な見直しが進んでいる状況においていかなる査察が模索されているかについて以下述べてみることとする。

2. 査察計画の策定と方法

19世紀前葉に制度化された中央政府の視学制度と同後半期において徐々に導入されてきた地方視学制度の2つの組織を有しているイギリスでは、以来、公的基金の管理と教育水準の把握とを主目的として上意による行政指導の形態で実施されることが多かった。そのために査察対象となる学校との関係がしばしば緊張状態に陥ったり、査察そのものに対する学校・教師からの反発もみられた。かかる指導助言機能の遂行に関わる様々な障害は紆余曲折を経てかなり除去されるにいたり、今日では、査察計画は、現場の感情(educational feelings)を配慮しつつ学校とアドバイザー(特にチーム)の協同作業を通して組織的な検討を経て策定されるべきものとして捉えられるようになっている。

査察計画を立案するにあたってのアドバイザーの最初の任務は、査察を実施する以前の準備段階に必要とされる期間、査察後の報告書作成や当該学校との連絡調整期間も含み、ひとつの査察にどれだけの日数・時間要するかを決定することであり、これに見合うアドバイザーの数を算定する

ことである。なお、査察間隔の適正化を図ることは各 L E Aにおいて学校数および学校をめぐる諸環境の相違がみられることから極めて困難であるとされ、通常 5 年間隔で実施されることが一般的である。

現場との人間関係を重視する今日の動向において、同計画を立案する際に極めて特徴的であると思われるのは、学校へ査察方法選択権を付与し学校の自主性を尊重しつつも、査察方法を選択した時点で一定の承認を得てアドバイザーの活動の幅を拡大せしめようという手法であろう。⁵選択される査察方法としては従来から「集中査察(full inspection)」が採用されることが多く、査察の主流となっていたが、アドバイザー任用にあたって現場の知識を豊富に蓄積している者が優先されていてから、「専門家査察(specialist inspection)」と呼ばれる方法が導入されている。これには学校経営に関する助言・情報提供を役割の中心とする校長経験者を重点的に配置することはもちろん、教科専門のアドバイザーをチームに参加させることなどの工夫が考案されている。また、通常 4～5 日必要とされる査察をさらに長期化し、即時効果を図るのではなくアドバイザーと教師が教育実践上の連携を試み 1 学期以上にわたって漸進的に教育活動・方法の改善を目指す「長期査察(longterm inspection)」も査察方法の選択肢のひとつである。この他、長期査察とも関連するが、査察の前段階から査察対象校からの代表者を参加させ、アドバイザーと学校との協議を重視しかつ選択の幅を拡大・柔軟にするための「協同査察(collaborative inspection)」も積極的に試みられている。これは 4 つの査察方法のなかでは最も新しいものであり、査察校の決定直後から査察の実施、報告書の作成にいたるまでの過程にアドバイザーの一員として終始参加して現場の意見を直接に反映させようとする意欲的な方法である。

かかる 4 つの査察方法の選択権を学校に付与することは、イギリスにおいて 100 年以上の伝統を有する「査察(inspection)」については極めて画期的な試みであることは推察できようし、「inspection」が元来持っていた命令監督的要素を排除して専門的事項に関して指導助言に専心するという基本的態度が看取され、積極的な研究的指導体制が制度的には整備・構築されていると言いうことができよう。

III. 査察の実施過程

1. 査察の準備段階

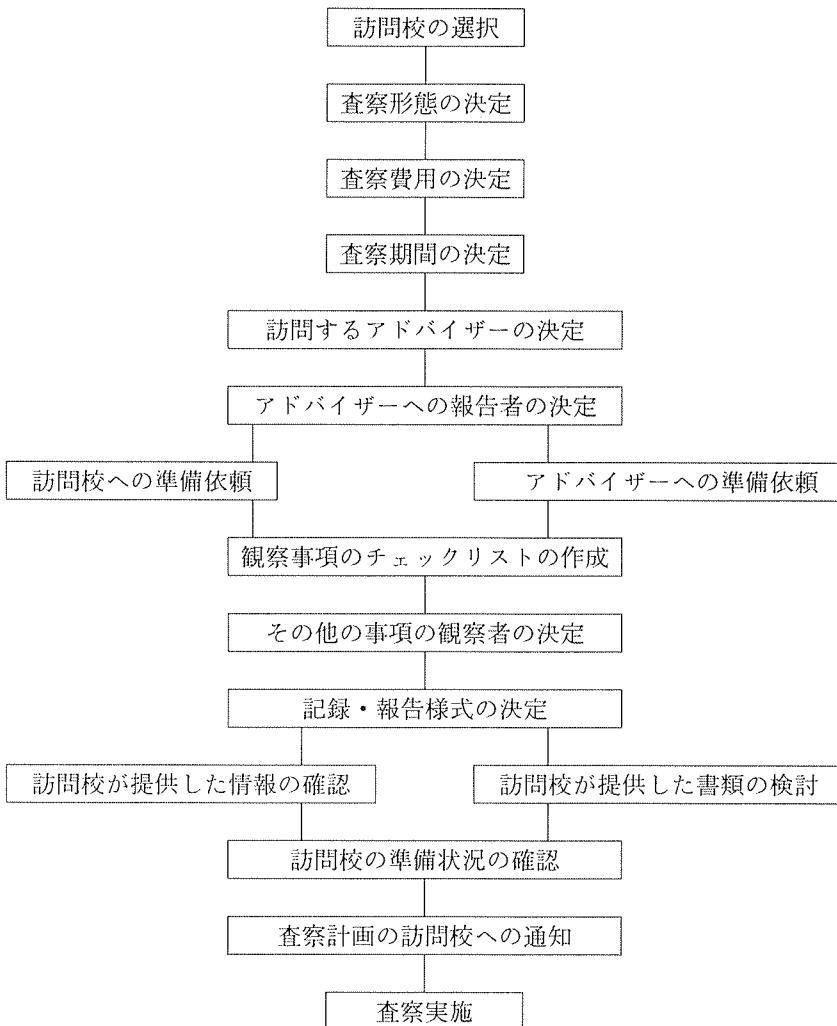
前節で述べたように、今日では査察実施の前段階における組織的な検討が学校とともになされている傾向にあるが、ここではその段階において、どのような流れにおいて査察計画が準備されているのかについて簡単に触れておきたい。

査察実施にいたるまで大要、次の様な流れにおいて査察計画が準備される。（次頁表参照）

従来から、アドバイザーは査察をひとつの行事(event)としてではなく継続的な一連の過程(process)⁷として捉え、各段階において確認と調和(check and balance)を優先的に考慮している、とされる。また、かかる方針は主に主任アドバイザー(chief adviser)の指導の下で上級アドバイザー(senior adviser)、および一般アドバイザー(general adviser)によって決定・運用され、これは学校に対しても広く周知されているという。とりわけ、右に示したように査察の実施にいたるまでの過程において極めて詳細な検討が重ねられ、査察実施の方針が決定されているわけであるが、

この中で特に留意されているのが観察事項の設定である。これは、具体的には「達成指標(achievement scale)」を各学校別にどう作成し学校に通知するかに関わることであり、アドバイザーチームが最も検討を重ねる点であると言える。そこで次項において具体的な事例を考察することとする。

【査察実施にいたるまでの準備段階】⁶



2. 達成指標の作成

地方における視学制度が成立し、学校訪問を通して指導助言を提供する一定の形態が徐々に形成されてきた今世紀初頭以来、個別の学校査察を実施する際にそれぞれのアドバイザーがあらかじめ重点的に観察すべき事項を整理し用意しておく例は少ないながらも散見できる。今日では実際に早急な解決を図るべき直面する問題を抱える学校はかなりの数にのぼるがゆえに、査察の準備段階において「アドバイザー自身が訪問校で日常どのような活動が行なわれ、何が問題となっているかをそれぞれ認識しておく必要がある」ことがLEAの一致した見解であって、教師をはじえた達成指標の検討が綿密に行なわれている状況にある。その際、訪問校が提供した事項の確認項目は当然な

がら査察後の処理を念頭においた項目の設定に腐心していることがうかがえる。LEAごとに規模の大小・学校数の多少など多様な状況の相違は存在するが、査察の実施に関する共通認識は次の様に認められる。

「問題を抱える学校は、査察後のフォローアップ活動にかなりの時間を割かなければならないし、アドバイザーチームから提示された他校の実践例から学ぶ姿勢を持つべきであろう。どの年の査察計画も、LEA区内を通して様々なタイプの学校を査察の対象としておく必要がある。さらに、将来の援助に資するために、査察計画には若干のゆとりを残しておく必要もある。」⁹

このようにLEAは査察後の処理の適正化に注目し、個別の達成指標を設定している（次表①②参照）。¹⁰第2次大戦前後を通して、アドバイザーは「訪問記録(visitor's book)」と呼ばれる査察事項を記載した資料を用意し、特に教育環境の整備を念頭においた項目の設定を行ない「質の統制(quality-control)」を重点的に行なっていた。例えばアドバイザーはHMIとは異なり、学校建築に関して教育的配慮に鑑み新設校や増改築が必要とされる学校に対してきめ細かな指導を行なっていた。その意味でアドバイザーは一時期「建築家(architect)」的性格を多分に有していた、¹¹という。しかしながら、今日では人間関係の面から、校長・教師間の関係のみならず、父母あるいは学校理事会の構成員までも対象とした学校改善の方策の立案・施行という新たな工夫を展開している。

【達成指標の具体例①】

- － 学校風土・全体的印象(Ethos)
- － 活動／関係(Behavior/relationships)の度合い
- － 財源(Resources)状況
- － カリキュラム
- － 教育の質(Quality of teaching)
- － 組織(Organization)
- － 規律・風紀(Discipline)
- － 経営(Management)
- － コミュニケーション
- － 評価・記録(Evaluation & record)
- － 将来計画(Forward planning)
- － 職能開発(Staff development)
- － 繼続性(Continuity)
- － 父母との関係(Parental relationships)
- － 理事会との関係(Relationship with governors)
- － 地域社会との関係(Relationship with community)

【達成指標の具体例②】

- － 教職員が作成した資料のチェック
- － 組織
- － 生徒の活動
- － 校長、教師、生徒の活動・行動様式の観察
- － 生徒と教師の関係
- － 校長と教師の関係
- － 教師相互の関係
- － 校長・教師・生徒との懇談
- － (定期的)試験結果のチェック
- － 生徒・教師の個人記録のチェック
- － カリキュラムの分析

IV. 具体的査察の展開

1. アドバイザーへの査察事項の徹底

従来のアドバイザーによる査察が「機会的学校査察」、あるいは「つぎはぎだらけの査察組織」¹²というような一部批判を受けており、今次教育改革法の成立を経てそれらの解消を図るためにそれぞれの L E A においては過去あまりみられなかった査察に対する積極的取組みの姿勢が看取される。前節で述べた準備段階の充実の他、例えば、学級内活動の妨げになつてはならないこと、あるいは教室に教師以外の者を認めた場合には生徒はある程度の緊張感を覚えるものだとして常に同情的な態度をもつて接することなどの様に、アドバイザーに向けての査察にあたつての心構えや学級内活動を観察する際の留意事項が詳細にわたつて指針として周知徹底されてきている状況にある。

さらに、上記の達成指標にもみられるように、何が評価の対象になり、何が今後追及されるべき課題となるのかを明らかにしておかなければならぬという共通認識のもとで、「アドバイザーがある教師の達成度を公正に評価しようとするならば、まえもつてその教師がいかなる課題をもつて行動しているのかを了解しておかなければならぬ」¹³ことが重要視されてきている実態も指摘できる。したがつて、教職経験者であるアドバイザーからの具体的情報を材料に、例えば学級内活動に限定した達成指標が以下の様に作成されている。（下表③参照）¹⁴

【達成指標作成の具体例③】

《学級内活動に関わる事項》

- 教師が作成した教材
- 生徒の行動
- 組織
- 教師の達成度と行動形態
- 生徒の達成度の観察
- 生徒と教師の関係
- 生徒同士の関係
- 学級風土
- 教師・生徒との懇談
- (定期試験の)結果の分析
- 生徒の個人記録

2. 特別観察(specific observation)の導入

今日では、従来からの主要な査察理念のひとつであり、ひとつの査察で学校内活動の概要を把握するにとどまる「全般的学校査察(general inspection)」の見直しが進み、全ての学校活動領域を観察の対象とするよりも特定の項目だけを選別して詳細な検討を加えることに力点が移っている。例えば、特定の（素行の注目される）生徒の心理的側面まで事後検討の材料にしようとする L E A も見受けられる。学校内の大部分にわたる領域を個別に項目を設定して観察する方法は極めて多くの時間と労力を要するわけであるが、(学習を含めた)学校における活動に専心している生徒の数や

内容等の把握に関する観察方法として有効であることが認められている。ここでは「特別観察(specific observation)」を注目される新たな査察方法として取り上げてみる。

特別観察とは、査察すべき項目を事前に絞りこみ、そのためだけの観察時間を特別に設けて実施するやり方である。これは先にあげた長期査察との連関において積極的に採用されているようである。モンゴメリー(Diane Montgomery)によれば、特別観察時にとりわけアドバイザーの関心が高い「教師が日常の学校活動の中で特に関心を持っている事項」は以下の3点に集約できる、¹⁵とされる。すなわち、

- ① 素行及び学業成績が良好な生徒にたいする「報酬(rewards)」
- ② 生徒の思考能力の助長・開発
- ③ 教師が直接に参加できる学校経営戦略

の3点である。さらに、査察前にアドバイザーの共通課題としてこれら「特別項目」の綿密な設定と了解は、教師との対話と学級内活動の観察をより多く取り入れることによって可能となり効果も顕著となるという。かかる指摘については今後の実証的研究が必要となろうが、ここでは今日の時点での取り組みの状況について整理しておきたい。

目的的取り組みの中で注視されるべき試みは、アドバイザーと学校構成員の間での対話(narrative)の利用であろう。モンゴメリーは、学校訪問の際に意見交換の場を設けてアドバイザーと教師間で自由な討論を行なうことを教師教育のために役立つものとして位置づけた。事実、アドバイザーは自分が観察しチェックした事柄について教師にフィードバックすることをほとんど自己義務として捉えており、対話の必要性をアドバイザー・教師双方ともに理解している、とされる。とりわけ、学校経営上の諸問題に関する討議の重要性を重視し学校経営に関わる問題点をいかに処理していくべきかについて話し合う、複数のアドバイザーと校長・教頭との会合にかなりの時間を割いている場合も数多く見受けられる。さらにその他の教職員と、現在教職員が学校をどのように見ているかについて意見交換の場をグループ毎に設定しているケースもある。例えば、この場での質問事項は、おおよそ以下の様に設定されている：¹⁶

- ◆どのような会議に出席しているのか（校務分掌について）
- ◆出席している会議は、計画実施や問題処理にどれほど効果的か
- ◆意思決定の態様はどうか
- ◆意思の疎通はどう図られているか
- ◆カリキュラムへの満足度について
- ◆日常管理している諸記録について
- ◆諸記録の活用度について
- ◆教職員の連携について
- ◆どのような評価をしているか
- ◆職能開発の機会は現在どの程度保障されているか

これは特別観察の中心的機能としての対話の活用の度合いの高まりを如実に物語るものとして捉えられ、アドバイザーが教職員との関係を極めて重視していることの証左ともなろう。

V. 査察後の具体的取り組み

1. フィードバックの見直し

査察の実施過程については、前述した様に現場の意見を汲みつつ柔軟な対応をもって取り組まれているわけであるが、今般最も見直しが進んでいるものは査察後のフィードバックをいかに処方するかであると言っても過言ではない。「アドバイザーチームが査察の終了後ただちに会合を持ち、査察の実施中のあらゆる会合に関するお互いの印象や査察記録の交換を行なえば、査察の効果はさらに確固としたものとなろう」とされるように、査察後の個別的対応への準備と解決策の早急な提示の必要が確認され、それに対する迅速な対応が進んでいる。¹⁷

学校に通達されるアドバイザーの報告と指摘は、元来、学校側にかなりの緊張をもたらすものであったゆえに、このようにアドバイザーチーム自身が学校側へ多少の歩み寄りを見せ始めていることも興味深い。このようにみてくると、アドバイザーが留意している点は、その報告書の持つ意味の再認識にあると思われる。当然のことながら、それぞれの指導助言サービスは、それぞれに一応の結論を出し、学校内の問題に関して個別に対応・処理されなければならない性質のものであるし、校長・教職員は即応的なフィードバックを待つ傾向にあり、その意味では今後ますますアドバイザーと学校との個人的レベルでの連携も重視されるように思われる。

2. 査察後の効果向上のための工夫

それでは、学校の期待する査察後のフォローアップの手法はいかなるものであるのか、具体的な手続と試みについて若干述べることとする。

まず、査察の総論を内外に知らしめるという主旨のもとで、査察終了後約1週間以内に、それぞれのアドバイザーをして自由記述の「印象記(person report)」ともいべき報告書を提出させ、そこにみられる共通意見を整理統合することがあげられる。これはあらかじめ設定された公式文書の作成にとどまらず、アドバイザーパー個人の裁量を留保しつつ直截的な見解を求めていることが特長である。さらに、査察の結果を学校側に提示し校長との懇談の場を早急に設け、アドバイザーチームの会合で具現化された課題を、その解決に向けて担当したアドバイザーを中心に協議することが求められる。この他、新たな工夫を主要な論点のみ掲げれば以下の通りである。¹⁸

- チェックリスト・提出される報告書案に関して、アドバイザーチームによる合意形成を図ること。
- 報告書を綿密に校合すること。
- 査察結果を学校に提示する前に教育長及び学校理事会の賛同を得ること。
- 校長・教職員の同意する活動改善計画を立案すること。
- 援助の提供と進歩のチェックのための継続的査察計画を策定すること。

かかる査察後の多様な工夫の中には、その種類を問わず、アドバイザーチームに校長を参与として参加させる試みも見られる。これは、「校長であるか否かを問わず、アドバイザーチームにそれぞれの学校に個人的つながりのある人物がいれば査察後の対応やフィードバックが迅速に図られ、今後チームには必置の人物としてますますその重要性が高まるであろう」との認識を具体化したものであり、現在でも多岐にわたっているアドバイザーの職能領域がさらに分化していくことが予想される。同時に、上記項目の最後に掲げた継続的査察計画の策定の必要は、査察の効果は事後の学校活動に関わる改善・進歩の測定によって評価されるべきものであるという認識に基づいて主張さ¹⁹

れているものであり、ここにもまた学校との協調関係を重視している点が看取される。

この他、査察の各段階への具体的な期間（時間）の配分は各 L E A で検討中であるが、現在、アドバイザーが L E A 内で費やす時間のほぼ 50% が諸会議に充てられていることに鑑み、今後学校内に留る時間を漸次増していく方策が採られ、時間の有効利用という観点からも各方面からの様々なニーズに応えていくことも検討中のようである。²⁰ 同時に、査察終了後の大学・カレッジとの連携および情報交換、現職教育コースの検討、さらには優秀児童・生徒のための特別コースの設定やコンピューター教育の充実など現代的な課題も多いように見受けられる。

VI. 学校査察に関わる今後の課題 — まとめにかえて —

イギリスにおける地方視学制度史上、アドバイザーの役割には教師との緊密な連携を保ちつつ諸設備の整備や教授法への有効な示唆を提示することが含まれ、実際の教授経験に基づき、カウンセラー的役割を果たすことで教師の期待の多くを担ってきた。しかし 1980 年代を通して諸教育改革法の制定・施行により教育サービスの自由選択の幅が拡大してきたことから、以上述べてきた様にそれぞれの L E A が独自に指導助言サービスの見直しと新たな工夫が随所で見受けられるようになってきている。本稿で取り上げた査察の前段階での達成指標の綿密な作成や、訪問校との個人的な関わりを重視することなどは、従前ではあまり考慮されることではなく、1944 年教育法に依拠した戦後の査察方針や共通認識は本質的には変化していないとみられるが、査察前後の手続の過程に極めて大きな関心が寄せられるようになったことが指摘できる。しかしながら、L E A 独自の工夫が具現化してきた今日的状況にあるにせよ、それぞれの過程がはらむ若干の問題点も認識されている。

まず第一に、査察の前段階における課題に関する共通意識がみられる。例えば、査察の前段階での協議アドバイザーチームによる事前の綿密な会合と職務分担の確認一を重ね、アドバイザーの裁量に任せられるところが多分に保障されている一方で、彼らひとりひとりが報告書の最終的な形式を念頭に留めおいておく必要があること、あるいはまた、生徒指導に関する具体的な状況を把握した後に、生徒を個人的・社会的に支援するプログラムを用意すること、などである。校長・教職員との懇談の場を設けることはもちろん、「アドバイザーは、教師がいかに子供たちに接していくべきか、生徒にいかなる行動を期待するかについての明確な意識を持っていることを確認しなければならない。これにはまず、教師との対話が必要となり、その後の生徒の意見聴取（何を考え、何を期待しているかについて）の場を設定することが考えられる」との見解にみられる様に、アドバイザーが事前に生徒の意識を理解しておくべきことを念頭においたものであるという点で注目されよう。

第二に、査察後の課題に関する共通認識が指摘できる。これは漸次導入されていることであるが、最終報告書を作成するにあたって、アドバイザーにはかなりの裁量が認められ、学校側の代表者を校舎に招聘することである。その際、従来では顧りみられることが少なかった新任教師との懇談や理事会との懇談の場を設定しつつ、特に後者においては学校改善のみを討論の対象とするのではなく、学校が本来持っている地域教育機能の回復をも包含するなど、極めて広範囲の意見交換の場として性格付けているようである。例えばこの場の議題として以下のようない項目が挙げられている。

- 学校目標・経営戦略
- 児童・生徒の組織
- 教職員の組織
- 教職員会議・意思決定の態様

- 学校財政（予算・決算） — 職能開発プログラム
- 評定・評価 — 学校と地域社会との連携状況

また、教職員・理事会へ報告書を提示する際、アドバイザーが趣き、教職員との会合を持ち説明を加えながら改善策を提示する形をとることが多い。報告書自体は予め送付し、学校側も会合前に主要な疑問点・問題点を用意しておくという連携も検討されているという。「そのためには十分な時間が確保されていなければならないし、必要があれば継続審議を行ない十分な理解と対応が図られなければならない」との課題意識から、その後、改善されたと認められる点を理事会に対して報告し、フィードバック後に改めて査察を実施することなどが基本課題として挙げられる。

ところで、既に1970年代には ‘school inspection’ の代わりに ‘school survey’、つまり「学校調査」が主流となった訪問がみられ、人間関係に重きをおくアドバイザーの個人的資質が査察効果を左右する結果もみられるようになつた。この傾向は現在においても引き続いて看取されるが、先に述べたように、アドバイザーチームの周到な準備と査察後の綿密な連携・フォローアップにかなりの時間を割きつつ、教室内の観察から報告書の作成、学校外の諸機関への報告にいたるまですべて同一のアドバイザーチームが担当するというLEAもみられる。本稿では、アドバイザーチームによる学校査察が1980年代を通してどのような展開をみせているかについてのみ言及してきた。アドバイザーは教育現場に働きかけるだけでなくLEA内での諸会議や政策の立案・実施過程に参加・寄与しているわけであるが、本稿では教育指導行政全体の流れにおける彼らの職能分析は試みていない。この点に関する検討や教職員の側に分析の視点をおいての指導行政の比重や役割の吟味も今後欠かせないものになってくる。同時に、「これまでLEAが負っていた各学校の財政運営の権限・責任を、校長と学校理事会に移管する（1988年教育改革法第36条）」旨決定され、学校予算の使途について從来に増してアドバイザーチームの果たすべき役割がより多岐にわたるものとなり、その対応も緊要の課題となってきたことも同時に指摘されている。²²（この点についての規定は1989年9月から施行され、漸次1993年4月までに完全実施されることになっており今後様々な試行が予想される。）したがって、「LEAの役割のうち重要なのは、協調関係を維持しながら学校の達成度を監督(monitor)し、水準に達していない学校に対して具体的な改善案を示達することである。²³ここにおいてアドバイザーへの期待がますます高まっているという指摘もあり、高度な専門的知識と裁量をチーム内で昇華し人間関係を柱にした彼らが「鍵的人物(key people)」として位置付けかれていることもまた今後留意すべきことであろう。記して今後の課題としたい。

註

1. 3,000名の職員のうち、教育心理担当官が約600名、青少年・コミュニティサービス担当官が約400名、その他約2,000名がいわゆるアドバイザーである。これは、中央政府に配置される勅任視学官（Her Majesty's Inspector – HMI）の約4～5倍の数である。
2. John Pearce, “A Word of Advice”, Education, 22nd, Feb., 1985, p.170.
3. John Pearce, “Standards and LEA”, NFER–NELSON, 1986, p. 20.
4. “School Inspecting”, Education Digest, Education, 17th March 1990. p.i
5. 集中査察は20世紀初頭から主にHMIが採用し、現在のものよりも小規模ではあるがチームを編

制し、4～5日間の査察を行なうという手法である。

6. "School inspecting", op.cit., pp.i—ii.
7. John Lello, Accountability in Education, Ward Lock Educational, 1977 p.76
8. "School Inspecting", op.cit.,p.i.
9. ibid.p.ii.
10. ibid.
11. John Lello., op.cit., p.75
12. John Pearce, "Some Travels with a Donkey", Education, 19th,Oct, 1984. p.315
13. "School Inspecting", op.cit.,p.iii.
14. ibid.,p.ii.
15. Diane Montgomery, "Evaluation and enhancement of teacher performance", Kingston Polytechnic, 1984. quoted in the Digest, p.iv.
16. "School Inspecting", op.cit.,p.iv.
17. "Staff Development Leaflet", Northamptonshire, 1987. 例えはレスター, ノーサンプトンなどでは既に区内の大学・カレッジと連携して定期的な処方を提示することを現職教育コースにおいて実施している。
18. "The follow-up", Education, 23rd March 1990, p.291.
19. John Lello., op.cit., p.77
20. David Winkley, "Diplomats and Detectives, LEA Advisers at Work", Robert Royce, 1985, pp.77—9.
21. "The follow-up", op.cit.,p,292.
22. Robert Morris, "Central and Local Control of Education After the Education Re-form Act ",1988, Longman, 1990, pp131—2.
23. Martin Leonard, "The 1988 Education Act — A Tactical Guide for Schools —", Black-well Education, p.58.